

事業者の皆様へ

発注担当職員への「不当な働きかけ」は禁止されています

《「不当な働きかけ」とは、以下のような個別の発注事務に関する要求行為をいいます》

1. 事業者等の競争入札への参加又は不参加に関する要求行為

(例) 分割発注や予定価格の引き下げ、競争参加資格要件等に便宜を図ることを要求する行為

2. 事業者等の受注又は非受注に関する要求行為

(例) 特定の事業者等と契約するよう強要したり、随意契約できるよう分割発注を要求する行為

3. 非公開又は公開前における予定価格又は調査基準価格に関する情報漏洩要求行為

(例) 予定価格(当初・変更)や調査基準価格を教えること、又は推測できる金額をほのめかすことを要求する行為

4. 入札参加者についての公表前における情報漏洩要求行為

(例) 入札参加者名など(参加者数、JVの組み合わせ等)を教えるよう要求する行為

5. 事業者等への便宜、利益若しくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある要求行為

(例) 非公開の発注時期を教えること、下請け業者の選定や資材の調達等に関して、元請業者に対する働きかけを要求する行為や、工事等の監督検査等において不当な便宜を図ることを要求する行為

上記の様な行為は「不当な働きかけ」とみなされ、応じることは出来ません。
また、当該行為は記録・公表されます